

福知山市監査委員告示第1号

令和7年度に実施した定期監査の結果を受けて講じられた措置の状況について、  
地方自治法第199条第14項の規定により、その内容を次のとおり公表する。

令和8年5月18日

福知山市監査委員 長 坂 勉

福知山市監査委員 中 嶋 守

産業部 商業観光課

| 監査の結果   | 講じた措置   |
|---|---|
| <p>1 補助金等について</p> <p>補助金の実績報告書において、提出が遅延しているものが見受けられた。補助金交付要綱のとおり、事業完了後速やかに提出されるよう相手方に指導されたい。</p> <p>2 契約について</p> <p>業務委託契約において、契約期間の設定が適切でないものがあった。適正な契約事務に努められたい。</p> | <p>1 補助金等について</p> <p>相手方に対して、事業完了後速やかに実績報告書を提出するよう指導し、令和7年12月24日に提出された。</p> <p>2 契約について</p> <p>業務委託契約の契約期間について、財務規則・条例を確認し、適正な契約期間にて事務処理を行うよう改善した。</p> <p>なお、本件の委託事業については、令和7年度末で契約を解除した。</p> |

産業部 農業振興課

| 監査の結果  | 講じた措置   |
|--|---|
| <p>1 契約について</p> <p>(1) 契約保証金の取扱いにおいて、財務規則の規定と整合していないものがあった。適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(2) 行政財産使用等の契約において、契約期間の設定が適切でないものがあった。適正な契約事務に努められたい。</p> | <p>1 契約について</p> <p>(1) 契約保証金の取扱いについて、課内で財務規則を確認し、適正な事務処理を行うこととした。</p> <p>(2) 行政財産使用等の契約において、財務規則を確認し、適正な契約事務を行うこととした。</p> |

建設交通部 道路河川課

| 監査の結果   | 講じた措置   |
|---|---|
| <p>1 歳入について</p> <p>歳入徴収簿の記載において、記載誤り等が複数あり歳入の管理ができていない。歳入の適正な管理に努められたい。</p> | <p>1 歳入について</p> <p>道路占有料の納期限を定める規則を十分確認し、適正な納期限を設定するとともに、通知日等歳入徴収簿の記載内容を複数人により確認する。</p> |

建設交通部 建築住宅課

| 監査の結果   | 講じた措置   |
|---|---|
| <p>1 歳入について</p> <p>貸付収入等の収入事務において、調定から納付書発送までの一連の事務処理が適切に行われていないものがあった。収入事務の適正化に努められたい。</p> | <p>1 歳入について</p> <p>指摘事項と適正な事務処理について課内での周知と指導を行い、担当職員だけでなく複数の職員による事務処理状況の点検・確認を徹底した。</p> |

建設交通部 都市・交通課

| 監査の結果   | 講じた措置   |
|---|---|
| <p>1 文書取扱について</p> <p>交付金請求において、請求方法が適切でないものがあった。適切な事務処理をされたい。</p> <p>2 補助金等について</p> <p>補助金交付事務において、交付要綱に基づいた事務がされていないものがあった。補助金事務の適正化に努められたい。</p> | <p>1 文書取扱について</p> <p>福知山市文書取扱規程に基づき、適正な事務処理を執行することとした。</p> <p>2 補助金等について</p> <p>福知山市補助金交付規則及び補助金交付要綱に基づき、適正な補助金事務の執行をすることとした。</p> |